

令和8年 第5回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和8年5月22日（金） 9時30分～10時30分			
場	所	阪南市防災コミュニティセンター 1階研修室			
出席者	〈教育委員会〉				
	教 育 長	向 井 説 行			
	教育長職務代理者	八 田 三 紀			
	委 員	辻 雅 之 子			
	委 員	水 島 浩 子			
	〈事務局職員〉				
	生涯学習部長	松 下 芳 伸			
	生涯学習部理事	石 原 慎			
	副理事兼中央公民館長	藤 田 学			
	教育総務課長	永 井 隆 祐			
	学校給食センター所長	寺 井 浩 之			
	学校教育課長	両 口 通 寛			
	生涯学習推進室長	秋 山 秀 子			
	こども政策課長	楠 本 剛 史			
学校教育課長代理	林 江 美				
学校教育課長代理	田 中 昌 頼				
中央公民館長代理	平 山 富 憲				
事務局	教育総務課主事	宮 坂 怜 来			
書記	教育総務課主事	宮 坂 怜 来			
傍聴者	なし				

会議の要旨

(教育長)

令和8年第5回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に水島委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和8年第4回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号は、「令和8年第4回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「阪南市教育委員会評価委員の委嘱等に係る臨時代理について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第2号は、「阪南市教育委員会評価委員の委嘱等に係る臨時代理について」である。

本件については、既に教育長が臨時に代理したものであるが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

阪南市教育委員会評価委員会委員については、委員候補者の選定及び調整に時間を要したことから、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、新たな委員の委嘱に係る臨時代理を教育長が行った。その臨時代理について、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期については、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年である。

(教育長)

意見、質問等はないか。

(水島委員)

教育長による臨時代理によって当該委員の任命を行ったとのことであるが、委

員の任期は2年となるのか。

(教育総務課長)

委員の任期は、阪南市教育委員会評価委員会条例第3条第3項の規定において、2年と定められている。本来、3月の定例教育委員会において、議決事項として諮るべきものであるところ、委員選定に時間を要したことから、教育長の臨時代理によって任命したところであるが、任命期間については、2年から変わるものではない。

(教育長)

承認について、意見等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第3号「阪南市教育支援委員会委員の委嘱等に係る臨時代理について」 (学校教育課)

(教育長)

承認事項第3号は、「阪南市教育支援委員会委員の委嘱等に係る臨時代理について」である。本件については、既に教育長が臨時に代理したものであるが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。学校教育課の説明を求める。

(田中学校教育課長代理)

阪南市教育支援委員会委員については、委員候補者の選定及び調整に時間を要したことから、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、新たな委員の委嘱に係る臨時代理を教育長が行った。その臨時代理について、教育委員会の承認を求めるものである。

令和8年度の委員については、指導委員6名、診断委員22名の計28名である。

(教育長)

承認について、意見等はないか。

(水島委員)

当該委員は公立幼稚園・保育所所属の委員のみとなっている。私立の就学前施設に在籍している幼児の割合が多くなってきているため、私立の幼稚園、認定こども園等に在籍している支援が必要な幼児についても十分に情報を共有し、適切な支援を実施してほしい。

(田中学校教育課長代理)

公立・私立の区別なく、どの幼稚園や保育所、認定こども園に在籍している子どもの支援についても重要であると考えている。必要な支援に適切に繋げていけ

るよう、こども未来部や福祉機関等とも連携していく。

(教育長)

他に、意見等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第3号について、案のとおり承認されたものとする。

**◆承認事項第4号「阪南市立図書館協議会委員の委嘱等に係る臨時代理について」
(生涯学習推進室)**

(教育長)

承認事項第4号「阪南市立図書館協議会委員の委嘱等に係る臨時代理について」である。本件については、既に教育長が臨時に代理したものであるが、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、委員会の承認が必要である。生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市立図書館協議会委員については、令和8年4月1日付けの人事異動に伴い、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、新たな委員の委嘱に係る臨時代理を教育長が行った。その臨時代理について、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は、令和8年4月1日から令和9年6月30日までである。

(教育長)

承認について、意見等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第4号について、案のとおり承認されたものとする。

**◆議決事項第1号「令和8年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱等について」
(学校教育課)**

(教育長)

議決事項第1号「令和8年度阪南市海洋教育推進協議会委員の委嘱等について」学校教育課の説明を求める。

(林学校教育課長代理)

委員の任期満了に伴う措置として、阪南市海洋教育推進協議会設置要綱第3条の規定に基づき、委員の委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。

なお、任期は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和8年4月1日から4月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の仕様を許可した5件について、報告する。

1件目は、teamらいと・特定非営利活動法人 air 合同主催「通信制高校合同説明会」である。令和8年6月21日に、岸和田グランドホールにおいて、不登校の中高生の保護者・教育関係者を対象に、個別相談会や講演会が行われる。

2件目は、阪南市緑ヶ丘自治会主催「緑ヶ丘自治会50周年記念イベント」である。令和8年5月24日に、音羽池公園や緑ヶ丘住民センター周辺において、地域住民を対象に、地域クラブや子供会による企画や飲食、ステージイベントが開催される。

3件目は、舞コーディネーターズ・さかそうマルシェ実行委員会主催「第1回さかそうマルシェ in せんなん里海公園」である。令和8年5月17日に、大阪府営せんなん里海公園において、一般の方を対象に、ステージパフォーマンスや飲食の出店などのイベントが開催された。

4件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催「子どもの声を聴く『チャイルドラインはらっぱ』受け手ボランティア養成講座(子どもの声を聴くおとな養成講座)」である。令和8年7月4日から12月13日にかけて、阪南市立文化センター他3施設において、子どもに関心のある大人を対象に、電話相談窓口の受け手ボランティアを養成する講座が開かれる。

5件目は、特定非営利活動法人たしざん主催「謎解き冒険ラリー『不思議ハンター』」である。令和8年7月4日から7月20日の計7回の土日祝を開催日とし、蜻蛉池公園・りんくう公園において、大阪府在住の小学生以下の子どもと保護者を対象に、親子で歩きながら地域課題やSDGs、教科書の内容をテーマにしたナゾナゾを解くウォーキングイベントが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

4 件目の「子どもの声を聴く『チャイルドラインはらっぱ』受け手ボランティア養成講座」について、対象者が1 回目のみ小学生以上となっているが、どういうことか。

(教育総務課長)

養成講座の対象者は、高校生を除く18 歳以上の者で子どもの現状に関心のある者となっている。ただし、昨年度であれば、第1 回目の養成講座は映画上映であったことから、その回に限り、小学生以上を対象としていると思われる。

(教育長)

他に質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「令和7年度第1回阪南市文化財保護審議会会議録について」 (生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第2号「令和7年度第1回阪南市文化財保護審議会会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和8年3月25日に開催した令和7年度第1回阪南市文化財保護審議会について報告する。案件は、(1) 阪南市指定文化財の諮問について、(2) その他であった。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

「山中家文書目録」刊行について、詳細な説明を求める。

(生涯学習推進室長)

報告書は、「前書き」、「目次」、「凡例」、「目録」、「系図・年表」、「解題」、「参考文献」、「奥付」で構成予定である。うち「目録」が約9割を占める予定である。

「目録」とは古文書の基本情報となるもので、阪南市では、「番号」、「形態」、「表題・内容」、「差出・作成」、「宛所」、「年号」、「数量」、「備考」という項目で作成する。これらを表形式で記載することで、内容を端的に伝えることを予定している。

また、一般的に古文書目録の報告書では「解題」が重要な要素となる。「解題」は、古文書の成立経緯やその内容、背景等をまとめ、その歴史的価値を表すもので、本報告書は、文化財保護審議会委員の助言のもと、寄贈に至るまでの経緯、箱作村や山中新田村の概要、山中家の概要等と、その他参考資料等の構成で執筆

予定である。

執筆と編集は生涯学習推進室の文化財担当が担う予定であるが、報告書が出来上がった際には、報告をさせていただく。

刊行物300部については、関係機関への報告を予定しており、一般の方には、図書館にて閲覧していただけるよう、現時点では計画している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「令和7年度第3回阪南市社会教育委員会議会議録について」 (生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「令和7年度第3回阪南市社会教育委員会議会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和8年3月18日に開催した令和7年度第3回阪南市社会教育委員会議について報告する。案件は、(1)生涯学習推進に向けた取組について、(2)令和8年4月以降の市立公民館の管理運営等について、(3)令和8年度社会教育関係主要事業説明及び当初予算(案)について、(4)阪南市社会体育施設の第三者モニタリングの結果について、(5)その他であった。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「令和7年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第4号「令和7年度第1回阪南市子ども・子育て会議について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

令和8年3月27日に開催した令和7年度第1回阪南市子ども・子育て会議について報告する。案件は、(1)新たな保育提供体制の確保のための実施計画の策定について、(2)乳児等通園支援事業の認可及び確認に係る意見聴取について、(3)特定教育・保育施設における利用定員の設定について、(4)第3期阪

南市子ども・子育て支援事業計画の変更について、(5) 第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について、(6) その他であった。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

さつき台幼稚園、桃の木台幼稚園の利用定員が減少しているのは、少子化が要因か。

(こども政策課長)

少子化も要因のひとつであるが、就学前施設として幼稚園を選択する保護者が減っていることが大きな要因である。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

就学前施設に在籍しない子どもはどれくらいいるのか。また、そのような子どもたちの「こども誰でも通園制度」の利用実績はどのような状況か。

(こども政策課長)

本市における「こども誰でも通園制度」は、令和8年4月から飛鳥ゆめ学舎で実施されており、0～2歳の施設に通っていない子どもが対象である。令和8年4月1日時点での0～2歳児は558名、施設に通っている子どもは250名程度であることから、300人程度が対象者となる。4月末時点での利用状況としては、認定者が16名、面談者が1名、利用者1名となっている。5月の利用実績については集計中だが、一定の利用実績がある。

(水島委員)

病児保育について、看護師は、どの施設にも配置されているのか。

(こども政策課長)

看護師が常駐している施設もあるが、配置されていない施設もある。また、配置されている施設についても、看護師が不在の時間があるケースもある。

(水島委員)

看護師がいることで、保護者も保育士も安心できると思う。看護師の配置や時間の延長に取り組んでほしい。また、現行の、保育中に子どもが発熱した場合などに、保護者が迎えに行くまでの間、園内の別室で看護師が対応してくれる体調不良児型の病児保育に加え、風邪などの病気中や回復期で、通常の集団保育が困難な子どもを専用スペースで預かる制度である病児・病後児保育の整備についても検討してほしい。

(こども政策課長)

病児・病後児保育については、医療機関との連携や費用的な課題から検討段階である。今後、施設の集約化に伴い、改めて検討していく。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市幼保連携型認定こども園運営事業者の選定結果について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第5号「阪南市幼保連携型認定こども園運営事業者の選定結果について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

阪南市幼保連携型認定こども園の運営事業者について、公募を行ったところ、2法人から応募申込があった。プロポーザル選定委員会において、提出書類の審査、応募者によるプレゼンテーション、質疑応答を行い、総合的に評価した結果、社会福祉法人任天会を運営事業者の候補者として選定した。

なお、他の1法人については、令和8年3月16日付けで辞退届の提出があり、審査の実施には至っていない。

詳細は、資料のとおりである。

今後は、事業者と調整を図りながら、市との覚書等の締結を予定するとともに、施設整備に関連する予算を上程し、令和10年4月の開園に向けて手続を進めていく。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

施設への入場による道路の混雑が予想されるが、何か対策をとるのか。

(こども政策課長)

交通の課題、敷地内での動線の課題は懸念している。事業者としては、施設内の駐車場の整備や動線の整備については、建物の設計のひとつとしてしていただける予定である。施設への入場による道路の混雑については、今後調査や協議を重ねて対策していく。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

※詳細は資料のとおり

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

続いて、委員から何かないか。

(教育長職務代理人)

中学校の部活動の選択肢が減っていると聞いた。サッカーなどは外部チームに参加している生徒も多く、中学校の部活の生徒数が減り、複数中学校で合同で活動しているところもあると聞いたが、これについて教えてほしい。

(学校教育課長)

現在、鳥取中学校と貝掛中学校のサッカー部が合同で活動している。今後の部活動については、市内4中学校長と協議を進めていくこととしており、サッカー部についても検討する予定である。他の部活動を合同で行うことについては現時点では決定しているものはないが、市内4中学校からの意見を踏まえ、どのような形で実施することが可能なのかを検討していく。

(教育長職務代理人)

合同で実施することになった経緯はどういったことか。

(学校教育課長)

特にサッカーは、1チームの人数が多いスポーツであるため、部活動に参加する人数が減少したことにより、合同で実施することとしたと聞いている。

(辻委員)

大会に参加する場合は合同チームとして参加出来るのか。

(学校教育課長)

合同チームとしての参加は可能である。ただし、1校で参加しているチームとは異なるルール等も存在する。

(教育長)

他に何かないか。

(水島委員)

ゴールデンウィークの最終日に起きた、磐越道のバス事故について、阪南市では絶対に起きてほしくないと思っている。部活の遠征の交通手段等について、今

後、文科省から通達があると思うので、適切に対応してほしい。

(学校教育課長)

現在、各学校においては、実態に即した「部活動に係る方針」に基づき、部活動を実施している。対外的な試合等のために学校外で活動する際の移動方法については、文科省や大阪府の通知等を確認し、各学校に対し、移動のリスク管理及び安全対策の徹底を図るよう、校長会等を通じて指導・助言を継続していく。

(教育長)

他に何かないか。

(水島委員)

泉佐野市や泉南市の例のように、総合体育館へのネーミングライツの導入方針はどうか。

(生涯学習推進室長)

本市においても、総務部が主導で令和2年3月にネーミングライツに関するガイドラインを策定し、市が選定した7施設において随時、募集しているが、これまで本市においてはネーミングライツの導入に至った施設はない。ネーミングライツパートナーとして得られる効果と、撤去の際も含めての費用負担が発生することが要因であると考えられるが、社会体育施設へのネーミングライツの導入については、現在のところ指定管理者との協議は整っていない。

(生涯学習部長)

行革の観点からも歳入確保として重要な取組であるが、ネーミングライツパートナーになることにより企業にとってメリットがあるのかということや、看板設置や撤去などに費用がかかるということが課題である。

(辻委員)

ネーミングライツの導入は難しくても、総合体育館や公民館に愛称のようなものがあってもいいのではないか。

(生涯学習部長)

地域交流館、尾崎公民館、阪南市の都市整備部を総合した施設「おざき出会い館」のように愛称を募集し、決定した施設もある。

(教育長)

他に何かないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

今回の令和8年第6回定例教育委員会は、令和8年6月26日金曜日14時00分から阪南市防災コミュニティセンター1階研修室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和8年第5回定例教育委員会を閉会する。

以上